

令和2年度 第1回 佐倉市福祉有償運送運営協議会 会議要録

開催日時 令和2年12月23日(水) 午後1時30分～午後3時00分  
開催場所 佐倉市役所1号館6階 大会議室  
出席委員 丸島 正彦、佐藤 義尚【代理人】横川 史陽  
高梨子 淳一、海上 美佳、谷野 宏輝、金子 拓也、片岡 昭雄  
岡本 美典、村中 博之、木村 毅(10名)  
事務局 大谷 誠一(社会福祉課長)、菅沼 京子(社会福祉課地域福祉班班長)  
奈良 昭宏(社会福祉課主査補)、阿部徳彦(社会福祉課主査補)  
事業主体 社会福祉法人印旛福祉会 1名  
特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総 1名  
社会福祉法人清明会 1名  
傍聴人 なし

【次第】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 会長及び副会長選出
- 5 議事
  - (1) 福祉有償運送の必要性について
  - (2) 社会福祉法人 印旛福祉会 における更新申請について
  - (3) 特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総 における更新申請について
  - (4) 社会福祉法人 清明会 における更新申請について
- 6 その他
- 7 閉会

## 【5 議事】

### ▲事務局

要綱第7条第1項により、「会長が議長となる」旨が規定されておりますので、議事進行を会長にお願いします。

### ◇会長

それでは会議次第に従い進めさせていただきます。本日の出席委員は、10名中10名でございます。過半数以上のご出席をいただいております。要綱第7条第2項の規定に基づき、本協議会は成立いたします。それでは、議事に入る前に、会議に関する基本的な事項について確認をさせていただきたいと思っておりますので、事務局から説明をお願いします。

### ▲事務局

「佐倉市情報公開条例第20条」では審議会等の会議は、原則公開するものとなっておりますが、同条第3号に「会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合」は、この限りではないという例外規定があります。

本日の会議をすべて公開した場合、公正かつ円滑な議事運営が阻害されるおそれがあることから、各事業者の説明及び質疑応答までを「公開」とし、協議については、「非公開」とすることが適当であると考えております。

また、「佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱」第3条第1項第1号では、会議の全部または一部を非公開とする旨の決定については、会議における議決などが必要であると規定されておりますので、会議の一部非公開について協議をお願いしたいと考えております。

また、今回は委員改選後初めての会議であることから、議事録の作成方法について確認したいと思っております。

事務局案としては、議事録は、議事要旨の分かる要録とし、議事録の確認につきましては、会長と委員名簿の上から順に輪番でもう1名の方に議事録確認をしていただき、それをもって確定とし、委員の皆様へ配付するとともに、公開したいと考えております。

公開につきましてはホームページ及び市政資料室への配架にて実施し、どの委員が発言したかは特定できない方法で考えております。

以上でございます。

◇会長

ただいま事務局から説明がありました事について、何かご意見等がありますか。無いようですので、「会議の一部非公開について」賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

◇会長

賛成全員ですので、佐倉市福祉有償運送運営協議会において、本日の会議を一部非公開とすることと決定いたしました。また、議事録を要録で作成し、会長と委員名簿の上から順に輪番でもう1名の方に議事録確認をしていただき、それをもって確定とする事に決定いたしました。また今回の議事録の確認は委員にお願いします。

それでは議事に移ります。議事(1)福祉有償運送の必要性について、事務局から説明をお願いします。

▲事務局

「福祉有償運送の必要性について」

市内高齢者人口の推移と将来推計、市内移動制約者の状況、佐倉市福祉タクシー利用券利用状況、佐倉市福祉寝台車利用券利用状況、佐倉市内のタクシー会社のタクシー配備状況について、各福祉有償運送事業者の運送実績等について説明

◇会長

事務局から議事(1)「福祉有償運送の必要性について」説明がありました件につきまして、何かご質問やご意見はありますか。

□委員

資料15ページの2.佐倉市内移動制約者の状況の中で、知的障害児者手帳交付者数の中で平成31年3月末の数字が前年と翌年とずいぶん違うが、理由があれば教えて欲しい。

▲事務局

障害福祉課から提供を受けた資料ですので詳細については分かりません。障害福祉課に確認して数字が間違っていた場合、訂正をしたい。

◇会長

事務局で調査してもらい、内容が分かった時点でお知らせしてもらおうということ  
でお願いします。

他にご質問等ありますか。

□委員

公共交通会議と福祉有償運送運営協議会の関係はどうか、2025年問題は  
どう考えているのか。

▲事務局

公共交通会議と福祉有償運送運営協議会は検討事項が別のものになっているの  
で現在の所連携はありません。福祉有償運送運営協議会は有償運送の必要性と事  
業者が設定する対価について主に協議することになっています。

2025年問題の対策については当有償運送運営協議会の協議内容ではござい  
ません。

□委員

各事業者の運送実績の中で、令和元年度の実績で印旛福祉会が18台で315回、  
佐倉市シルバー人材センターは4台で2,676回と数がとても多い、その辺の理  
由を聞きたい。

▲事務局

確認したところ印旛福祉会の車両18台は法人で利用している全ての台数で、  
回数は佐倉市の中での利用回数になっています。佐倉市シルバー人材センターの  
回数については、陸運支局への実績報告の数字となっていますの事務局で理由は  
分かりません。

◇会長

佐倉市シルバー人材センターの回数が多いという理由は分かり次第報告をしてい  
ただくということで、よろしいでしょうか。

ほかにご意見等ありますか。無いようですので、「(1) 福祉有償運送の必要性  
について」必要があるとされるは挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

◇会長

では、賛成全員ですので、「(1) 福祉有償運送の必要性について」は必要である、

と決定いたしました。

引き続き議事（２）「社会福祉法人 印旛福祉会における更新申請について」、議事（３）「特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総における更新申請について」及び議事（４）「社会福祉法人 清明会における更新申請について」事務局から説明をお願いします。

#### ▲事務局

##### 【説明要旨】

協議事項は、『運送の区域』『旅客から収受する対価』『旅客の範囲』『その他必要と認められる措置』についての４点でございます。

これらについて、各事業者からご説明いただき、事業者が退席した後に、委員の皆様にご協議いただいたうえで、議事毎に表決していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

なお、本日の資料１９ページから各事業者より提出いただいた協議資料を事前に確認し、申請概要としてまとめてありますのでご確認ください。

#### ◇会長

それでは事業者から更新申請について説明をお願いいたします。

#### ▼事業者（社会福祉法人 印旛福祉会）

- ・資料６『社会福祉法人印旛福祉会の更新申請に関する書類』に沿って説明

##### 【説明要旨】

- ・印旛福祉会は印西市を中心に、知的障害者や発達障害をお持ちの方の日中活動の生活介護の事業所を複数個所運営しています。その他の事業としては、障害者の方のショートステイやホームヘルプ事業も行っている。
- ・今回の申請区分は更新申請で大きな変更はなし。
- ・変更としては車の台数が１８台から１９台に変更になっている。
- ・運送の対象は佐倉市内で２９名で重複有りなので実数としては２８名、他の市町村も混ぜると４１３名いる。
- ・福祉有償運送を実施する事業所は、地域生活支援センター一歩。
- ・運送区域については、印西市、佐倉市、白井市、印旛郡栄町、印旛郡酒々井町、成田市
- ・利用料金は、１５分毎６００円で、前回の協議会時と金額変更はない。また、複数乗車についても以前協議にかけたものと変わらず、料金表のとおり行っている。
- ・車両台数は合計１９台、内訳は、セダン１６台、車いす対応３台

- ・運転手は27名体制で、法定の講習会受講以外に、全員がヘルパー2級の資格を取得している。
- ・事故の際の保険金額については、対人、対物無制限に加入している。
- ・障害をお持ちのかたの余暇の充実を目的に、安心安全を第一に事業実施している。以上でございます。

◇会長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。委員の皆様からご質問がありましたらお願いいたします。

～質問無し～

質疑は無いようですので、続きまして、議事(3)「特定非営利活動法人移動サポート・ちば北総における更新申請について」事業者のかたから説明をお願いいたします。

▼事業者（特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総）

- ・資料7『特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総の更新申請に関する書類』に沿って説明

【説明要旨】

- ・2018年に設立した法人で2019年3月から福祉有償運送を開始。
- ・現行の福祉有償運送を行っている団体の緊急対応ができないことや早朝・深夜は対応しないという、足りない部分を補う形で事業を進めている。
- ・運送区域については、佐倉市、八千代市。
- ・料金については変更なし。
- ・年会費2,500円。運送料は、500円+1km毎に100円加算。
- ・介助料【月～土 8時～18時】15分毎に600円加算。
- 【日祝日・早朝夜間 18時～翌朝8時】2割増し。
- ・運送の対象としては身体障害者、精神障害者、介護認定者等。
- ・運転手については法人代表の私1人だがその他に2名佐倉市に協力者がいる。

以上でございます。

◇会長

質疑に入りたいと思います。委員の皆さまからご質問ありましたらお願いいたします。

□委員

運転者が代表の一人ということだが、出庫前の点呼は、どのように行っていますか。

- ▼事業者（特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総）  
運行管理者と電話や SNS で連絡を取って行っています。

□委員

対面ではなく、電話や SNS で連絡を取っているということですね。

- ▼事業者（特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総）  
そうです。

◇会長

他にございませんか。

質疑は無いようですので、続きまして、議事（4）「社会福祉法人 清明会における更新申請について」事業者のかたから説明をお願いいたします。

- ▼事業者（社会福祉法人 清明会）

資料 8 『社会福祉法人清明会の更新申請に関する書類』に沿って説明

【説明要旨】

- ・ケアハウスは、60歳以上であれば入所でき、それぞれの人にあったサービスを行い生活を維持していく施設です。
- ・当施設は50名定員で、その内36名が要介護者又は要支援者であり、福祉有償運送の旅客名簿に登録されている。
- ・福祉有償運送で、病院への付き添い及び介助の対応をしている。
- ・発着場所は法人所在地で、運送区域は、佐倉市、八千代市、市原市となっている。
- ・運転手は現在1名。
- ・一か月の稼働は大体15回程度。
- ・料金については、初乗り365円、2Km以降は、1Km毎に90円加算。
- ・待機時間は設定しているが活用していない。
- ・今後はヘルパーの資格などを取ってもらい、ニーズにこたえられるようにしていきたい。

説明は以上でございます。

◇会長

ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。委員の皆さま

何かございますか。

～質問無し～

無いようですので、これより協議に移ります。

申し訳ございませんが、本協議会の協議については「非公開」とさせていただいておりますので、事業者のかたはご退席をお願いいたします。

ただし、事業者のかたは委員から追加質問等があった場合、ご対応願う場合もございますので、協議終了のお声かけが済むまで待機をお願いいたします。

(事業者 退席)

◇会長

それでは、議事(2) 社会福祉法人 印旛福祉会における更新申請についての協議に移ります。委員の皆様からご意見等ございましたらお願いいたします。

～質問無し～

無いようですので、議事(2) 社会福祉法人 印旛福祉会における更新申請に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手 全員)

挙手全員でございます。それでは、議事(2) 社会福祉法人 印旛福祉会における更新申請については、要綱第7条第3項の規定により可決されました。

続きまして、議事(3) 特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総における更新申請についての協議に移ります。委員の皆様からご意見等ございましたらお願いいたします。

□委員

出庫前点呼については、原則として対面での実施することになっております。その点を事業者に伝えて欲しい。アルコールや体調のチェックは対面が基本になっている。

▲事務局

出庫前点呼について、対面での実施するように、附帯意見としてつけることは可能です。

□委員

それでは、附帯意見ををお願いします。

□委員

年会費2,500円とあるが、利用の頻度が少ないとどうなのかなと思うんですが、登録の際にはどのような議論があったか教えていただきたい。

▲事務局

事業者の最初の申請は年会費5,000円でしたがその後2,500円になった経緯が申請時の運営協議会の議事録にありました。その年会費で対価については認められています。

□委員

運転者が1名で登録になっているが、先ほどの説明の中で佐倉市に2名の協力者がいると話していたが、登録上はどうなるのか。

▲事務局

当初の更新申請は2名の運転者の記載でしたが、講習等を受けないとのことだったので、運転者は1名で受け付けました。

□委員

出庫点呼すると思うが、運行管理者は別の方になっていて、運行管理図に体制の記載があったということですか。

▲事務局

そのとおりです。

□委員

特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総の令和元年度の運行実績が2回になっているが、周知の方法についてどうなっているのか。

▲事務局

周知の方法については事務局では分からないので、事業者の方に来てもらいます。

(特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総 入室)

□委員

令和元年度の運行実績が2回になっているが、事業の告知方法や少なった理由があったら教えていただきたい。

▼事業者（特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総）

周知についてはホームページと各市役所にチラシを配布しています。八千代市役所から紹介を受けて電話をいただく方も多いです。現在は利用会員が4名、月に2回の定期運航、その他不定期に運行しています。団体宛にメールを送付をしたりしています。今後も他の団体にメールを送付していきたいと考えています。

□委員

佐倉市で2回ということで、他の市町村ではもっとあるということですね。

▼事業者（特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総）

そうです。

◇会長

その他に質問はありますか。無いようですので、事業者の方は退席をお願いします。

（特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総 退室）

◇会長

他にございませんか。無いようですので、議事（3）特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総における更新申請に賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手 全員）

挙手全員でございます。それでは、議事（3）特定非営利活動法人 移動サポート・ちば北総における更新申請については、要綱第7条第3項の規定により可決されました。附帯意見については、事務局での対応をお願いします。

続きまして、議事（4）社会福祉法人 清明会における更新申請についての協議に移ります。委員の皆様からご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、議事（4）社会福祉法人 清明会における更新申請に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手 全員)

挙手全員でございます。それでは、議事(4) 社会福祉法人 清明会における更新申請については、要綱第7条第3項の規定により可決されました。

議事は以上です。委員の皆様、ありがとうございました。

▲事務局

委員からご質問のあったシルバー人材センターの利用回数が多い理由についてですが、志津地区に拠点ができ利用がスムーズになった事実がある事をご報告させていただきます。